

兵庫県における申請状況等（法施行後R7.1～R8.6月末）

1 相談件数

延べ **3 1 3** 件

※補償法施行前（H30～R6）までは、延べ60件。
施行後は頻度増（1～2件/日）だが、徐々に減少傾向

2 申請件数

延べ **8 0** 件（うち認定**4 4**件、不認定**0**件、取下**2**件）

※本人19件、特定配偶者8件
本人の遺族22件、特定配偶者の遺族13件
優生手術一時金11件、人工妊娠中絶一時金7件（いずれも兵庫県での受付分のみ）

【参考：兵庫県内における被害者数】

優生手術 **4 7 0** 件

人工妊娠中絶 **1, 4 1 0** 件

兵庫県 の被害回復に向けた取組状況

1 専用相談窓口の設置

(1) 兵庫県旧優生保護法専用相談窓口(令和元年度～)

【特徴】 ①専任の看護師を配置、②出張相談にも対応可能（要事前予約）、③手話リンク（※）を導入
※事前登録なしで、手話通訳オペレーターを介して電話を掛けられるサービス

(2) 兵庫県弁護士会による専用電話相談窓口(令和6年度～)

【特徴】 ①弁護士を配置、②希望者にはサポート弁護士が申請まで無料で支援（※）
※県内で26名が登録、66件の申請で利用されている。

2 全県調査の実施（R6.10月～）

県が把握する全ての高齢者入所施設や障がい者施設等に調査（通知（オンライン/FAX回答）＋架電）を実施

【結果】 回収率 **100** %

（約6,200施設：未回答施設にはR7.11月とR8.5に再調査依頼のうえ個別確認）

⇒新たに**15**名の補償の対象となる可能性のある方を把握。うち**11**名は所在まで確認。

3 個別通知の実施

国が推奨していないご遺族や人工妊娠中絶被害者についても対象としてお知らせ

【結果】 対象**41**名のうち、**40**名に通知済み（ご本人（代理者含む）への電話、書面又は対面）

兵庫県被害回復に向けた取組状況

4 県による周知広報（R7.12月以降の主なもの）

（1）県広報ツール（HP、広報誌、路上モニター）の活用

- ◆ 県広報誌「GOKOKU県民だより兵庫」への掲載（R8.3月、R8.7月）
- ◆ 県広報テレビ番組「ひょうご発信」でのお知らせ（R8.4.26）
- ◆ 三宮センター街大型スクリーンでの動画放映（R7.12月-R8.1月）

（2）独自チラシの作成・配布

- ◆ 県内郵便局(833箇所)ラックへの配架（R8.2-3月、R8.8-9月）
- ◆ 全市町への精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証発送時に同封
- ◆ 兵庫県精神福祉家族会連合会（兵家連）会員へのメール・FAX送付（県下全域316件）

（3）関係団体・研修会等での周知

母子保健・障害福祉・高齢政策をはじめ幅広い分野の市町担当者会議や県主催研修会での周知のほか、関係団体からの講演依頼にも対応
（県介護支援専門員研修、県婦人大会、ひょうご・ヒューマンフェスティバル 等）

兵庫県の被害回復に向けた取組状況

5 モデル市町での戸別(全戸)配布

今年度の新たな取組として、モデル市町において旧優生保護法補償金等に関する広報刊行物を戸別配布予定。

(1)実施予定自治体数 12自治体（約45万世帯）

(2)配布する広報刊行物

兵庫県版の旧優生保護法補償金等に関する案内リーフレットを**新たに作成**

サイズ：A3両面1枚を2つ折り（A4見開き4ページ）

内 容：・こども家庭庁でこれまでに作成されたリーフレットの内容を集約
・相談窓口の案内は本県及び兵庫県弁護士会の専用相談窓口に特化

(3)今後の想定スケジュール

8月中旬	配布リーフレットの原稿データ確定
～10月末	リーフレットを印刷・市町へ送付
11月～3月	市町において戸別配布を実施